会員各位

荒井商事株式会社 アライオートオークショングループ AI-TRADER

重要

AI-NET 店舗在庫規約 · AI-NET AA 在庫規約 改定のご案内

拝啓 向暑の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素はアライオートオークショングループに 格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、アライオートオークショングループでは、平成30年8月1日より下記の通り、弊社会員規約につきまして改定をさせて頂きます。

今後とも、オークションがよりスムーズに開催できますよう、当社と致しましても精一杯努力して参りますので、 ご利用会員の皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

導 入 日

平成30年8月1日

内 容

【AI-NET 店舗在庫規約改定】

- 1. 第24条(譲渡書類) 第11項の改定
- 2. 第35条(当社による契約解除等)の新設
- 3. 第36条(紛争の処理)の新設

【AI-NET AA 在庫規約改定】

4. 第22条(アライ AA による契約解除等)の新設

1. 第24条(譲渡書類) 第11項の改定

≪現在の規約≫

(11) 車検満了日が成約日の属する月の翌月末までの車両は、原則として抹消出品とします。但し、 車両にナンバーが付いているもの(出品票に抹消出品等の記載があるものは除く)は、移転登録 (継続)として扱い、譲渡書類に継続検査用納税証明書を添付するものとします。



≪改定後の規約≫

(11) 車検満了日が成約日の属する月の翌月末までの車両は、原則として抹消出品とします。但し、 車両にナンバーが付いているもの(出品票に抹消出品等の記載があるものは除く)は、移転登録 (継続)として扱い、譲渡書類に継続検査用納税証明書を添付するものとします。但し、電子 確認ができる場合は、除くものとします。

2. 第35条(当社による契約解除等)の新設

≪第35条の新設≫

当社は、出品者と落札者との間で成立した売買契約に、瑕疵その他の解除原因、代金減額原因がある場合、落札者から買主たる地位を承継して、自ら売買契約を解除、代金減額請求等をすることができるものとします。この場合、当社の解除権、代金減額請求権等の行使期限は、瑕疵の状況その他の具体的な状況に鑑み、落札者が瑕疵を知ってから1年を上限として、当社がその裁量で決することができるものとします。

3. 第36条(紛争の処理)の新設

≪第36条の新設≫

AI-NET 店舗在庫サービスの運営および本規約に関して会員間に生じた争いについては、当社が公平かつ中立な 立場で双方の利害を調整し、必要に応じて裁定を行うことが出来るものとします。その場合、当事者双方は当社の判断に無条件で従うものとします。

4. 第22条(アライAAによる解除等)の新設 及び現22条以下の繰下げ

≪第22条の新設≫

アライAAは、出品者と落札者との間で成立した売買契約に、瑕疵その他の解除原因、代金減額原因がある場合、落札者から買主たる地位を承継して、自ら売買契約を解除、代金減額請求等をすることができるものとします。この場合、アライAAの解除権、代金減額請求権等の行使期限は、瑕疵の状況その他の具体的な状況に鑑み、落札者が瑕疵を知ってから1年を上限として、アライAAがその裁量で決することができるものとします。

※現在の22条以下を23条以下へ繰り下げ

以上

